

様式第5号の2（第14条関係）

矢町民第106号の2

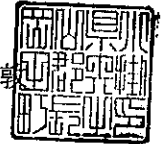
一般廃棄物処分業許可証

住 所 岡山県倉敷市川西町18番5-903号
氏 名 株式会社 アースクリエイト
代表取締役 三好員弘

令和5年5月10日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和5年7月1日

矢掛町長 山岡



記

- 1 事業範囲
 - ・事業区分 中間処理（固定式及び移動式中間処理施設による破碎・選別・切断）
 - ・一般廃棄物の種類（木くず・金属くず・ガレキ類・廃プラスチック類）
- 2 許可期間 令和5年7月1日から令和7年6月30日
- 3 作業区域
 - ・事業場の所在地 小田郡矢掛町里山田99番1
小田郡矢掛町中172番（車庫）
 - ・移動式の中間処理を行う場所は、小田郡矢掛町内の矢掛町が指定する一般廃棄物集積場内に限る。

【以下裏面に記載】

4 その他

・事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：破碎施設（1号機：固定式及び移動式）
設置場所：小田郡矢掛町里山田 99 番 1（移動式の場合は車庫）
処理能力：77t/時間

- (2) 施設の種類：破碎施設（2号機：移動式）
設置場所：小田郡矢掛町里山田 99 番 1（車庫）
処理能力：77t/時間

- (3) 施設の種類：破碎施設（移動式）
設置場所：小田郡矢掛町中 172 番（車庫）
処理能力：ガレキ類 816t/日